

心身障害者（児）及びその家族との
区政を話し合う集い

令和6年8月2日

【広報課長】

皆様、おはようございます。お時間になりましたので、始めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

本日は、お暑い中、お越しいただきましてありがとうございます。時間となりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから心身障害者（児）及びその家族との区政を話し合う集いを始めさせていただきます。

それでは、まず初めに、成澤廣修区長よりご挨拶を申し上げます。

【区長】

皆さん、おはようございます。区長の成澤です。今日は大変な暑さの中、ご参加いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。

日頃から、区の障害者福祉行政について、皆様方からお力添えをいただいていることにも心から感謝を申し上げます。

この間の現状でございますが、令和6年4月1日には手話言語条例、そして障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例を施行いたしております。この二つの条例制定に当たりましては、障害当事者の皆様方からのご意見をいただき、条例案を作成するという流れの中でもご協力をいただいたことに感謝をしております。

また、令和6年9月には、文京区立放課後等デイサービス事業所「ロード」が開設されます。

また、10月1日には障害者緊急時受入支援事業が開始されるということで、本年、幾つかの新しい事業がスタートすることとなっております。

また、その他、元町ウェルネスパークにおける医療的ケア児の支援ルーム、これは令和7年4月1日開設予定ですが、また、旧アカデミー向丘跡地における障害者施設の整備、令和9年度の開設予定でございますが、それらの施設整備にも今後とも尽力してまいりたいというふうに思っております。

今日は、それぞれの団体からの忌憚のないご意見をいただき、意見交換ができればと思いますので、限られた時間ですが、ご協力いただきますようお願いを申し上げます。

【広報課長】

続きまして、本日、手話通訳は文京手話会さんをお願いしております。よろしく願いいたします。

続きまして、本日出席しております区の職員をご紹介します。

まず前列になりますが、皆様から向かって、区長の右隣になります。新名幸男企画政策部長で

す。

【企画政策部長】

よろしく願いいたします。

【広報課長】

区長の左隣りから順に、鈴木裕佳福祉部長です。

【福祉部長】

よろしく願いいたします。

【広報課長】

その隣りが、矢島孝幸地域包括ケア推進担当部長です。

【地域包括ケア推進担当部長】

よろしく願いいたします。

【広報課長】

続きまして、矢内真理子保健衛生部長です。

【保健衛生部長】

よろしく願いいたします。

【広報課長】

渡邊了危機管理室長です。

【危機管理室長】

よろしく願いいたします。

【広報課長】

高橋征博区民部長です。

【区民部長】

よろしく願いいたします。

【広報課長】

続きまして、後ろの列に参ります。

皆様から向かって右側から、鶴沼秀之都市計画部長です。

【都市計画部長】

よろしく願いいたします。

【広報課長】

次に、土木部管理課の橋本淳一課長です。

【管理課長】

よろしく願いいたします。

【広報課長】

長塚隆史アカデミー推進部長です。

【アカデミー推進部長】

よろしくお願ひいたします。

【広報課長】

松永直樹施設管理部長です。

【施設管理部長】

よろしくお願ひいたします。

【広報課長】

永尾真一障害福祉課長です。

【障害福祉課長】

よろしくお願ひいたします。

【広報課長】

吉田雄大教育推進部長です。

【教育推進部長】

よろしくお願ひいたします。

【広報課長】

佐久間康一区議会事務局長です。

【区議会事務局長】

よろしくお願ひいたします。

【広報課長】

そして、最後に、私は、本日の進行を務めさせていただきます広報課長の日比谷と申します。
よろしくお願ひいたします。

それでは、この後、意見交換に入りますが、その前に、何点かご連絡とお願ひを申し上げます。
まず、本日の開催時間は2時間となります。この時間の中で、ご意見、ご要望につきまして意見交換をさせていただきますので、進行についてのご協力をお願いします。

本日の集いの進め方についてご説明いたします。

まず、本日ご参加の各団体様からあらかじめご要望等を頂戴しておりますので、順番にその回答をお伝えするという形で進めてまいります。

初めに、ご要望等について、私のほうから各団体様の質問の要旨をお伝えいたします。その後、そのご要望の内容や補足説明がある場合には、各団体様からご発言をいただければと思います。その後、担当部署からご回答を差し上げるという形で進めてまいります。

順番は、一つの団体様が終わったら次の団体様に進むという形で、繰り返し進めさせていただきます。

全ての団体様との質疑応答が一通り終了した後に、時間の許す範囲で、その他のご質問等に対応することとさせていただきます。スムーズな進行にご協力をお願いします。

本日は、手話通訳等をお願いしているということもございますので、ご発言はゆっくりとお話しただくということで、よろしく申し上げます。

最後に、本日の記録用として、この集いの様子につきましては録音をさせていただきますとともに、会場後方から写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、意見交換に入らせていただきます。

最初に、文京区家族会様からのご要望、要旨についてお伝えいたします。

家族会様からは、3点、ご要望をいただいております。

1点目は、計画相談の増加に伴い、計画相談員の増員及び補助金の増額をお願いしたい。

2点目、家族の一時避難場所の設置、または休息避難への補助をお願いしたい。

3点目、精神障害への理解、差別解消のための教育、啓蒙活動の充実をお願いしたい。

という、以上のご要望をいただいております。

それでは、文京区家族会の代表者様からのご発言をお願いいたします。

【文京区家族会】

おはようございます。申し上げます。

文京区家族会の〇〇と申します。よろしく申し上げます。

毎年、区政への要望ということで、今年度の要望は先ほどご紹介していただきました3件を要望させていただいております。

昨年度にタクシー券ですね、1級保持者に補助していただきまして、大変ありがとうございました。今年度から実施となったんですかね、会員の皆さんにも周知しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その点にちょっと触れたいんですけれども、1級からということで、福祉手当の方も1級からということで、その辺のご事情は重々承知ではあります、なぜ2級まで来ないのかというのがなかなかもどかしいところございまして、2級まで来ないと意味がないというふうに強く思ったところなんですけれども、徐々にというお考えだと思うんですが、ぜひぜひお願いしたいと思って、続けてお願いしたいと思っております。

タクシー券に関しては、すごく大きなことというよりは、金銭的な補助ということだとは思いますが、私たちにとって、足ですね、とても重要だなと思っていて、会員の皆さんからすごくよかった、よかったというふうなお声をたくさんいただいております。

私も、今日、B-ぐるで来ましたけど、同じ文京区内でも千駄木のほうに住んでいるんですが、千駄木からシビックセンターまで来るのに約40分ぐらい、四、五十分はかかっております。タクシーだと5分か10分ですけれども。

というわけで、通院、またはちょっとバスを使うには時間がとか、最近、B-ぐるなんかもすごく混んでいて、なかなか座ることもできませんので、ということで、タクシー券をぜひまたお

願いたいなと思っております。

それから、ちょっと座らせていただきます。

要望の点につきましては、相談員の増員と補助金の増額ということです。

事業者さんに私たちはお世話になっているんですけども、そこで働いていらっしゃる職員の方とかは、やっぱり人材不足ということもありまして、なかなか増えないということがあると思います。

計画相談員さんはもちろんなんですけれども、最近よく聞くのが、コロナでヘルパーさん、介護事業所が半分ぐらいになってしまったと。お年寄りの、ご高齢の方はもちろんなんですけれども、障害者にとってもヘルパーさんというのはとても力強い味方です。

そこで、昔はよく介護ヘルパーの資格を取るのに、国からの補助ですかね、何か補助金があってヘルパーを取りやすかったんですけども、今はどうなのかちょっと存じ上げていないんですが、ヘルパー、また、コロナも少し落ち着いたということですので、そここのところをどうにか補助金なりなんなり、制度的に考えていただいて、増やしていただきたいなというふうに思っています。支援者の方に手厚く補助することで私たちも助かるということがたくさんございます。

あと、要望2点目、家族の一時避難場所の設置または休息避難への補助なんですけれども、これも前々回ぐらいですかね、前にも一応要望したんですけども、そのときに受け取った回答ですと、当事者の方が避難というのですかね、家族の用事とか、ご病気とか、そういったときに一時的に休息したりですとか、家族の用事のために、一人ではちょっと生活ができないということで、宿泊の伴った施設の方に受け入れていただけるという制度は前からあって、それをご利用くださいということなんですけれども、家族は利用できないんですね。

精神障害の場合ももちろんですけども、ひきこもり等々の方とかでも、割と家庭内で親子でうまくいかないと急激に症状が悪化したりして、当事者が暴力的になり、家族が被害を受けると、そういった場合に、当事者はもちろん出てってくれといっても出ていかないわけですから、家族がどこかに避難せざるを得ない。

会員さんの中にも何人もいらっしゃるんですけども、支援員の方がついていらっしゃる場合は、一時的にちょっとビジネスホテルでもいかがですかとか、そういった形で一旦離れると、当事者の方のケアをしていただくという場合が多いんですけども、なかなか皆さんがそうできるかというところできない。もう家族がケアをするという時代ではないと思うんですよね。

そういった点でも、精神障害に限らず、家族内で抱えがちな、そういったときに一時的にでも、少し避難できるような場所、既存の施設でも構いませんし、何なら、一泊、上限幾らでビジネスホテル一泊お願いしますでも構わないんですけども、そういった柔軟的に少し考えていただきたいなというふうに思っています。

要望3の精神障害への理解、差別解消のための教育、啓蒙活動の充実なんですけれども、コロナ禍で大分地域のお祭りとか、そういったところが縮小されてしまいました。

それで、私たちの家族会も、以前、大分前、十何年前は、区民センターのほうでお祭りみたいなのが、福祉祭りみたいなのがあって、そちらの方でちょっと出させていただいたりしたこともありました。

その後、江戸川区の福祉センターのほうのお祭りに移りまして、そこで出店させていただいてバザーはしたんですけれども、少しばかりの収入を得たり、また、家族会の周知をしたり、当事者の方が参加して皆様と触れ合ったりといったことができました。

今、文京区内のお祭りは、福祉センター祭りは復活しましたがけれども、やはりまだちょっとコロナの影響があるのか、縮小された感じと、あとは以前のようにちょっと戻っていないという感じがしています。

そこで、あとは地域のお祭りというのはあるんですけれども、事業所さんとは違って、障害者の家族会とか、そういう団体が出店できるようなお祭り、大々的なお祭り、特に中心的なシビックセンターの周りでやっていらっしゃるお祭りというのはなかなかないので、そういったものがまた復活して、周知できるといいかなというふうに考えたので、こちらを要望させていただきました。

何か、この後は、毎回、私、この区政への要望を区長と話し合う会みたいな、そちらの方に出させていただいて、何年ぐらいになるんでしょうかね、しているんですけれども、最初はすごくいい会があって、障害者団体の声を聞いていただいて、うれしい会だなというふうに考えていたんですけれども、張り切って要望を出して、もう何年かすると、ちょっとこれどうなのかなという感じがして、それでも会員さんの声とか、皆さんのお声とかで要望を続けるというのは大切なことなのでお願いしたいなというふうに思っていますし、行政の方と一緒に考えていきたいという気持ちは十分にあります。一步一步進んでいくというふうには思っております。

昨日、ちょっとピア活動についてのコア会議があったんですけれども、弱者である障害者が暮らしやすいまちが、やはり普通の人、どのような人にとっても暮らしやすい地域になるというお話があったので、なるほどなと思って聞いておりました。

長くなりましたが、ありがとうございます。

【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、いただいた要望について、区の所管部署より回答申し上げます。

【障害福祉課長】

それでは、まず、計画相談員の増員と補助金の増額についてお答えいたします。

障害福祉サービスを利用するに当たっての計画相談支援につきましては、区としても重要と考えております。こうしたことから、区では委託により運営する計画相談支援事業所を2か所開設し、セルフプランからの移行を進めるとともに、複雑な課題に対する相談支援に対応すること等により、民間事業所の負担軽減に努めております。

また、令和6年4月の報酬改定では、相談支援専門員の増員が可能となるよう、基本報酬の見直しと新しい加算が設定されました。今後は、報酬改定後の状況を見極めながら、計画相談支援のさらなる充実を目指してまいります。

【保健衛生部長】

次に、ご家族の一時避難場所の設置、または休息避難への補助についてのご要望にご回答申し上げます。

ご家族が避難や休養するための場所を一時的に確保し、当事者から離れることは、当事者のご家族に対する虐待、暴力などの根本的な解決にはつながらないと考えております。

ご家族のご負担は大きいことと存じますが、虐待や暴力がある場合には、当事者の権利擁護のためにも、適切な治療を受けていただく必要がございますので、地区担当保健師等が継続的に相談、対応してまいります。

また、障害福祉サービスの短期入所事業及び緊急時ショートステイ事業は、当事者への周囲からの刺激を低減し休息できるようにすることで、症状の悪化を未然に防止するとともに、ご家族の休養により、ご負担を軽減することにもなりますので、ご利用いただければと存じます。

さらに緊急時電話相談支援事業では、夜間、休日の当事者やご家族の不安な気持ちに寄り添い、安心してお休みいただけるようにご相談をお受けしております。

障害福祉サービスのご利用に際しては、事前の手続きが必要となりますが、単にサービス利用のためではなく、当事者及びご家族の状態やニーズを把握した上で、適切な支援を提供できるようにするための相談の機会とも捉えております。

当事者の入所理解が難しい場合であっても、当事者の自立に向けて、かかりつけ医や訪問看護、保健師などとの関係性や、相談体制の構築、相談窓口に出向くことができない場合には、アウトリーチによる相談や支援、地域における居場所作り等について、ご家族の方と一緒に考えながら、障害福祉サービスの適切な利用につながるよう継続的な支援を行ってまいります。

次に、精神障害への理解、啓蒙活動についてです。

区では、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な連携による支援体制を進める仕組みである「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めており、このシステムを構築する上で、精神疾患や精神障害に関する理解、普及啓発を推進することは最も重要な要素の一つであるとされており、取組を図るべきものと認識しております。

そのため、令和4年度から、厚生労働省との共催により、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人やご家族に対して、できる範囲で手助けをする人を養成する「心のサポーター養成研修」を実施し、10代の方から80代の方まで、180名の方にご参加をいただきました。

サポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発に寄与するとともに、精神疾患の

予防や早期介入につなげることを目的とした研修になっているため、引き続き、今年度についても、10月10日の世界メンタルヘルスデーに合わせ、10月8日、9日に学生の方や一般区民の方などを対象として実施してまいります。

また、精神保健に関する知識の普及のため、区民などを対象といたしました専門家による精神保健講演会も実施してまいります。

【地域包括ケア推進担当部長】

福祉センター祭りについてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして、令和5年度より制限を設けることなく開催してございます。

障害者施設入所者への感染防止の観点などから、祭りの開催場所を指定管理者の管理フロアだけとさせていただいているため、以前のような形態で直接交流等のできるスペースを設けるのは難しい状況ですけれども、障害者の方の作品展示などを通じて、来場者との交流を図れるよう努めているところでございます。

要望の趣旨を踏まえつつ、引き続き、地域交流の場として、より多くの参加者の皆様にご満足いただけるよう、事業内容を検討してまいります。

【広報課長】

それでは、次の団体様の要望に進めさせていただきます。

続きまして、文京区肢体障害者福祉協会様からは、3点、ご要望をいただいております。

1点目が、拓殖大学、林泉寺、小日向四丁目までの坂道について、道路の傾斜をなくしていただきたい。

2点目、小石川図書館にエレベーターの設置をお願いしたい。

3点目、区内道路、歩道の傾斜がきつく、つえや車椅子障害者にとって歩行、走行しにくい。

以上のご要望とご意見をいただいております。

それでは、文京区肢体障害者福祉協会の代表者様から、内容の補足等があればお願いいたします。

【文京区肢体障害者福祉協会】

文京区肢体障害者福祉協会の〇〇です。いつも大変お世話になっております。

今回、要望について3点ありますが、小日向のほうの車道が狭いため、歩行者と車道の境に線があるだけということなので、それで車椅子と一緒に歩いた場合に、坂の傾斜が傾いているということなので、車椅子の場合、ちょっとやはり傾斜があると、やっぱりそっちに傾いていく傾向がありますので、それで、近くに車も通っていることもありまして、やはりそれが、傾斜があるとそっちに傾いてしまうときがあるので、やはり怖いということで、その傾斜をなくしてほしいということ。

そして、2点目なんですけれども、これはちょっと私も小石川図書館に行ったことがないので分からないんですけれども、聞いた話ですと、エレベーターがないということなんです。やは

りエレベーターがないと、例えば他の階に行くにしても、車椅子の人とか、つえの人は行かれませんで、やはり借りたいものもそこでは借りられないし、他の図書館に行けばあるということなんですけど、ただ、その図書館に行くには、自分の家より遠いところになってしまうということで、そのような要望がありました。

あと、3点目なんですけども、文京区内の歩道で、何年か前に舗装されたものがあるんですけど、ただ、舗装されたんですけど、傾斜が前より結構ちょっときつくなっている。雨のための勾配もあるせいか、あと、文京区の小石川は車道の方が歩道より高くなっているんですね。

だから、そのためにどうしても歩道のほうの傾斜がきつくなってしまうということは前からあったんですけども、直した際に前よりも、歩いていて傾斜がきつくなっただけではないかということが思われて、車椅子の手こぎの方なんかは、その傾斜をこぐのに、結構、労力を使うんですね。そういう点では、結構、新しくできたのに傾斜がきつくなっているということの要望がありました。

以上です。

【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、いただいた要望について回答をいたします。

【管理課長】

拓殖大学、林泉寺、小日向四丁目までの坂道について、お答えいたします。

ご指摘の道路の左右にある傾斜は、雨水などを道路の両端の排水施設に流すためにその基準が定められており、傾斜をなくすことはできませんが、今後、全体的な道路改修工事の機会などを捉え、可能な限り緩和してまいります。

【教育推進部長】

小石川図書館のエレベーターの設置についてでございます。

小石川図書館の改築の際には、エレベーターを設置する他、全ての方が安心して快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザインへの対応を行ってまいります。

【管理課長】

次に、区内の歩道についてお答えします。

ご指摘の「仲通り商店街」は、個人等が所有・管理している私道であり、区が直接対応することは困難な状況であります。

また、「千川通り」の小石川一丁目側の歩道については、東京都が管理する道路であり、所管する東京都第六建設事務所文京工区にご指摘の内容をお伝えいたしました。詳細につきましては、お手数ですが、所管の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

【広報課長】

以上が回答になります。よろしく申し上げます。

それでは、次の団体様の要望に進みます。

次は、文京区視覚しょうがい者協会様です。文京区視覚しょうがい者協会様からの要望ですが、前半と後半に分けさせていただきたいと思います。

まず、前半部分ですが、「安心・安全な歩行について」というテーマで5点のご要望をいただいております。

1点目が、白山通りから白山駅までの誘導ブロックの設置を優先してほしい。

2点目、押しボタン式信号機の機械から発するピピッ、ピピッという音は、視覚障害者に歩く方向を示さなくてはならない重要なものであり、音の段階を少し上げてもらえるよう、区から警察に申し入れてほしい。

3点目、区内の押しボタン式信号機の設置場所の不備について、早急に、必ずこの現場に足を運び、状況を見てほしい。

4点目、モペットや電動キックボードの取締りの強化を図っていただくよう、警察への申入れをお願いしたい。

5点目、視覚障害者が、安心して安全に好きな場所に不便なく移動できる同行援護事業の柔軟な対応を引き続きお願いしたい。

この内容につきまして、視覚しょうがい者協会様の代表者様から内容の補足等があればご発言をお願いいたします。

【文京区視覚しょうがい者協会】

文京区視覚しょうがい者協会、〇〇と申します。

日頃は、成澤廣修区長をはじめ、区役所の職員の皆様には、視覚障害者への理解を賜りまして、ありがとうございます。

今回も幾つか要望がありましたが、ただいま前半の部分で要望があったのは、大まかに対応が示されておりますので、特に付け加えるほどのことはないかと思っておりますので、その部分につきましては、そのまま回答をいただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

【広報課長】

ありがとうございます。それでは、所管課より回答いたします。

【管理課長】

まず、安心・安全な歩行に関し、1、誘導ブロックの設置、2、押しボタン式信号機の音量について、3、押しボタン式信号機の設置場所の不備箇所の確認について、4、モペットや電動キックボードの取締り強化申入れについて、まとめてお答えいたします。

ご指摘いただきました白山四丁目付近の白山通りから白山駅までの区間において、音響式信号機は4か所設置されている状況です。信号機の位置を知らせるタッチ式スイッチから出る音の大きさについては、設置者である警察が設定しているため、小さくて聞こえにくいというご意見を、エスコートゾーン設置のご要望と併せて、所轄の警察にお伝えいたしました。

また、誘導ブロック設置のご要望については、当該区間の道路管理者である東京都第六建設事務所にお伝えいたしました。

モペットについては、速度が出ている場合などには取締りを行っていると聞いております。電動キックボードや電動自転車については、警察や関係機関等と協力し、交通安全運動の機会等を活用して、交通ルールの遵守と利用マナーの啓発を行っております。いただいたご意見を警察にお伝えするとともに、指導、取締りの強化を要望してまいります。

【障害福祉課長】

次に、5点目の同行援護サービスにつきましては、今後も個別の事情を勘案した上で、支給を決定していくとともに、事業者に対して安全なサービスの提供を働きかけてまいります。

【広報課長】

続きまして、後半部分のご要望についてです。

後半部分は4点ございまして、まず1点目が、区の短時間雇用の取組予定と視覚障害者の就労の実態について教えていただきたい。

2点目が、日常生活用具の給付額の見直しをお願いしたい。

3点目が、施設予約ネットを利用して予約を取るまでに三日かかり、緊急で情報が取れない状態にある。将来的に区役所内に、視覚障害者のパソコン環境に対応できる職員を配置していただきたい。

4点目が、スマートフォンやタブレットなどの端末機器を日常生活用具にしてほしい。

こちらの内容につきまして、では、代表者様からお願いいたします。

【文京区視覚しょうがい者協会】

ありがとうございます。概要は今のとおりなんですけれども、後半部分の2点目ですね、日常生活用具については、ちょっとまだ内容がありますので、それだけ読み上げさせていただきたいと思います。

点字はちょっと宙に浮かせて読むのは読みづらいものですから、着座にて読ませていただきます。

【広報課長】

どうぞ。お座りください。

【文京区視覚しょうがい者協会】

日常生活用具の給付額の見直し。障害福祉課の計らいで、以前、例えば音声血圧計の給付が、処方箋などの提出を条件に、必要としている視覚障害者に普及、入手できるようになりました。

また、日常生活用具の中には高額な拡大読書器などがあります。それらを希望する視覚障害者はそんなに多くないとは思いますが、その給付額は30年前から変わらず、最近では価格が上がり、希望に沿うものを入手できない視覚障害者がいます。給付を引き上げた自治体もありますので、文京区でも日常生活用具の給付額の見直しをお願いいたします。

以上が日常生活給付額見直しのところの内容でございます。また、お答えをよろしく願いいたします。

【広報課長】

それでは、後半部分の内容につきまして回答いたします。

【障害福祉課長】

まず、短時間就労の中でも超短時間雇用につきましては、本区では障害者地域自立支援協議会の専門部会である障害者就労支援専門部会においても研究されており、令和4年度には、障害者就労支援センターで講演会を開催いたしました。

超短時間雇用は、働く意欲や能力があるにもかかわらず、長時間の就労が難しい障害当事者の方の就労機会の拡大や、社会参加につながる可能性があるものと認識しております。

現状といたしましては、企業開拓や仕事の切り出し、求職者の掘り起こしやマッチングを誰が担い、どのように仕組みをつくっていくかという課題があると考えており、引き続き、先進自治体の動向などを注視し、研究してまいります。

次に、視覚障害者の方の就労状況ですが、厚生労働省東京労働局の令和5年障害者雇用状況の集計結果によりますと、都内の民間企業に就職している人数は5,786人となっております。なお、東京都全体では、令和5年3月末時点で、視覚障害のある方の人数が4万825人、産業別の就労先では、サービス業、製造業、情報通信業が上位となっております。

区内においては、現在、障害者就労支援センターに登録している身体障害の方は107人で、そのうち約20人が視覚障害の方となっており、その程度によって、様々な企業等に就職されています。また、職業訓練を利用されている方もいらっしゃいます。

令和6年4月からは、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者の方についても、雇用率としては0.5人として算定されるようになったことも踏まえ、新たな企業側の求人ニーズに対応しつつ、就労支援を実施してまいります。

次に、日常生活用具の給付額の見直しにつきましては、障害者等の日常生活が円滑に行われるための用具を給付することにより、日常生活用具は福祉の増進に資することを目的としております。

給付基準額につきましては、国や東京都、他の自治体の動向及び物価変動などを注視しながら検討してまいります。

【区民部長】

続きまして、ウェブアクセシビリティ、施設予約システムに関する要望について回答いたします。

現在、文京区の施設予約システムにおきましては、様々な利用者様にご利用いただけるように、画面の色変更や、音声読み上げソフトに対応した画面への切替可能なパッケージソフトを導入しております。

今回のご意見を踏まえ、本機能のご利用方法について、より分かりやすく、より多くの方にご利用いただけるものとなるよう、区ホームページ等において周知を行ってまいります。

今後もシステム事業者と連携しながら、アクセシビリティのさらなる向上に努めてまいります。

【障害福祉課長】

次に、視覚障害者のパソコン環境に対応できる職員の配置につきましては、東京都障害者IT地域センターが主催するデジタル技術活用支援者養成研修を活用し、視覚障害のある方の情報利活用の困難をカバーする支援技術を学ぶなど、障害に寄り添った対応ができる職員を増やしていきけるよう努めてまいります。

最後に、スマートフォンやタブレットなどの情報端末を日常生活用具にすることについてですが、スマートフォンやタブレット端末は、日常生活において多くの方がご利用になる機器と認識しております。

その給付につきましては、国が日常生活用具の要件を、用具の製作、改良または開発に当たって、障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないものと定めていることから、現時点では給付対象にしておりませんが、今後も国や都、他の自治体の動向を注視してまいります。

【広報課長】

それでは、次の団体様の要望に進めさせていただきます。

次は、文京区聴覚障害者協会様です。文京区聴覚障害者協会様からは、内容が多いので、またこれも前半、後半に分けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、前半部分からご紹介いたします。

まず1点目、手話言語条例と情報意思促進条例を区内に広く啓発してほしい。

区民、区内で働く方、事業者、区職員の研修の実施や区職員、区議の手話の学習を推進してほしい。

2点目です。災害対策・緊急時対策の充実について、水害、地震、台風、その他の災害が発生したとき、聞こえない人、聞こえにくい人に、手話、文字、音声で情報を伝える対策を実施してほしい。

3点目、聞こえない人、聞こえにくい人に助けを求める緊急通報システムの対象者を拡大してほしい。急病以外の火災、不審者、災害時等も利用できるようにしてほしい。

4点目、情報コミュニケーション障害を持つ聞こえない人、聞こえにくい人の生活支援機器として、タブレットを区独自に対応してもらいたい。

5点目、聞こえない区民と近隣のコミュニティとの関係を改善するために、ろう者、難聴者の避難行動要支援者個別避難計画を具体化してほしい。

6点目、ろう者の訪問時には手話通訳を帯同してほしい。

7点目、庁内の各課、地域生活支援センター、図書館等区の出先機関で遠隔手話通訳を利用

きるようにしてほしい。また、介護、病院、交通、宿泊、娯楽、販売、飲食店等で円滑手話通訳を利用できるように事業者に働きかけてもらいたい。

8点目が、手話通訳者の身分保障を図ってほしい。

ここまでの要望につきまして、文京区聴覚障害者協会様の代表者から内容の補足等があれば、お願いいたします。

【文京区聴覚障害者協会】

文京区聴覚障害者協会、〇〇です。要望の補足説明をさせていただきます。

最初に、当会の監事でもあります〇〇より、一言、申し上げます。

【文京区聴覚障害者協会】

文京区聴覚障害者協会監事の〇〇と申します。

3月5日、手話言語条例について、いろいろご尽力いただき、ありがとうございました。

以前は、手話が使えない、手話は禁止、また、手話を覚えると馬鹿になると言われて、私たちは育ってきました。

ですが、手話を覚えて馬鹿になるのは全く違いますよね。手話は大切なコミュニケーションツールです。

今、子どもが3人おります。一番下の子が聞こえません。ろう者だから口話の教育が必要だというのがいまだに残っています。まだそういうことがあるんだということです。

手話の言語を奪われた、私たちの言語を奪われたという感じです。子どもも手話を学ぶ権利があると思います。ろう者だから口話の練習が必要なのだということがいまだに理解できません。

私も小さいときは、毎日、口話の訓練をしてきました。なので、子どもどものときの楽しかった思い出というのがありません。

赤ちゃんが生まれたときに、ろう者だから聞こえなくても、おめでとうというふうに言われるような社会になってほしいと思います。

また、7月3日ですが、皆さん、7月3日というのは何の日は覚えていらっしゃいますでしょうか。

最高裁判所にて旧優生保護法の裁判が行われました。それが違憲であるということが最高裁判所で認められました。優生思想というものを撤廃していただきたいです。

私の知り合いのご夫婦ですが、子どもがいません。それは強制不妊手術を受けたということで、子どもがいませんでした。ですので、私を娘のように育ててくれました。もう既にお二人は亡くなっているんですが、その最高裁の判決を伝えたいと思っています。

まだまだ差別があります。聞こえない人に対する差別があります。教育を受ける権利、また、聞こえないからできないという壁が幾つもあります。いつ、その壁が撤廃できるのでしょうか。

聞こえないこと、また、障害のあること、また、差別なく教育を受けられる、生活できる、医療を受けられる、また、介護もそうです、差別なく受けたいと思います。ぜひそういう社会の実

現を目指していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【文京区聴覚障害者協会】

少し追加いたします。手話言語条例と情報意思促進条例の制定に当たっては、区長、それから、障害福祉課に多大なご理解をいただきまして、何度も会議で内容を見据えさせていただきました。

同様のパブコメには、100件以上の意見が提出され、区民説明会には、2回とも、25人、27人ですかね、たくさんの方が参加して要望や意見を出したところです。

聞こえない人が手話で意見を出すということも初めて行われまして、5人の聞こえない人が意見を出して、そのことを区議会の議論の中でも取り上げたというのも初めてのことでございます。

このように、私たちはこの二つの条例にはとても大きな意義があると考えております。本当にご協力ありがとうございます。

本日は、手話言語条例の第20条に災害時の措置というのが盛り込まれたこともあり、元旦の能登半島地震、それから、その後、山形県、秋田県の非常に大変な豪雨ですね、そうしたことから、災害の問題についてちょっとだけお話ししたいと思います。

おとといでしたかね、文京区にも物すごい大雨が降りました。あの雨の音が私たちは聞こえないんです。だから、外で何があるか分からないのですね。

雨で水がたまるぐらいならいいですけども、土砂崩れとか、避難しなくちゃいけないといったときに私たちは気づかない。逃げ遅れるということが一番心配なんです。

そのたびに、テレビ等は非常に広域の情報が提供されますけども、じゃあ、千駄木は、根津は、大塚はといった、狭いローカルな緊急避難とかの情報が入らない。防災無線も聞こえない。そうしたツールがないわけです。

私たちは、タブレットをこうした情報機器、コミュニケーションツールとして給付してほしいとお願いをしています。今、視覚障害者の方も日常生活用具としてスマホやタブレットのことをお願いしましたが、一般に普及しているけれども、私たち視覚、聴覚の障害者は情報コミュニケーションの障害なんです。ものの形ではないんです。

スマホとかタブレットのアプリを入れれば、聞こえない人、見えない人のツールになる、専用ツールということですね、それを国の指定ではない。では、文京区で独自にそれを指定して給付してほしいと要望しています。

そういうものがあれば、私たちは自助・共助の努力ができる。でも、それができなければ、近隣の皆さんに避難の支援をお願いするしかないんです。

それで、災害時の避難行動、要支援者の個別避難計画というものを出していますので、これを手がかりに、協会の皆さん、地域包括支援センター、生活、情報となると、ネットワークで私たちに、「今、逃げないと遅れるよ。あっちに行こう」というようなことをお声がけしていただけるような関係を作っていただきたいと考えております。

以上です。

【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、前半の部分について、区から回答させていただきます。

【障害福祉課長】

まず手話言語条例と情報意思促進条例についてですが、令和6年4月1日に施行された手話言語条例及び意思疎通促進条例に基づき、手話や障害特性に応じた意思疎通手段の理解の促進及び普及を図るため、条例の周知、啓発に当たっては、ご提案の内容も含め、引き続き、当事者団体の意見等も踏まえながら検討・実施してまいります。

区職員に対する研修については、障害と障害者への理解を深めるための新人研修を実施するとともに、区及び社会福祉協議会共催の手話講習会に職員受講枠を設けるとともに、区職員が手話講習会に参加した場合にテキスト代を補助しているところです。

今後は、全職員を対象とした研修を検討するなど、さらなる理解促進に取り組んでまいります。併せて、議会への手話学習に関する情報共有を図ってまいります。

【危機管理室長】

続きまして、災害時の聞こえない人、聞こえにくい方への情報伝達についてのご回答を危機管理室長のほうからご回答申し上げます。

区では、昨年度、防災アプリに防災情報一斉通知アプリの機能を統合し、防災行政無線等の災害情報をアプリから文字情報として取得できるよう改善をいたしました。その他、エリアメール、Lアラート、SNS等、複数のツールを活用し、全ての方に災害情報が確実に届くよう努めております。

また、災害時専門ボランティア制度において、手話通訳者の登録を呼びかけており、避難所における聞こえない人、聞こえにくい人への情報伝達が確保されるよう取り組んでおります。引き続き、聞こえない人、聞こえにくい人に向けた分かりやすい情報伝達に努めてまいります。

【障害福祉課長】

次に、緊急通報システムの対象者拡大についてですが、重度身体障害者等救急代理通報システム事業につきましては、令和5年度に対象者の見直しを行い、聴覚障害のある方については、身体障害者手帳2級及び3級の方を対象としております。

また、本事業は、原則として、単身の重度身体障害者等を対象としておりますが、同居の家族がいる場合についても、家族の就学、就労、長期入院などにより、長期にわたり日中に単身の状態であると判断できれば対象とすることとしておりますので、支援が必要な聴覚障害のある方が本事業を利用できるよう、実態に応じて対応してまいります。

次に、タブレットの貸与についてですが、スマートフォンやタブレット端末は、日常生活において多くの方がご利用になる機器と認識しております。その給付については、国が日常生活用具の要件を「用具の製作、改良、または開発に当たって、障害に関する専門的な知識や技術を要す

るもので、日常生活品として一般に普及していないもの」と定めていることから、現時点では給付対象としておりませんが、意思疎通を支援するためのICTの活用につきましては、今後の技術革新や他自治体の動向を注視しながら検討を進めてまいります。

【危機管理室長】

続きまして、避難行動要支援者個別避難計画についてです。

避難行動要支援者の個別避難計画の作成には、まず個人情報を含む登録情報を町会・自治会や民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者に提供することへの同意が必要となります。その後、要支援者本人やそのご家族及び安否確認者からの情報を基に、避難支援等関係者と連携し、個別計画を作成、更新することとなります。

作成された個別計画は、名簿として避難支援等関係者に情報提供を行い、災害時の避難支援の際に活用されます。引き続き、避難行動要支援者登録制度の一層の周知を図っていく一方、登録情報の提供同意を行っていない対象者に対して、郵送にて周知と制度への登録勧奨を実施してまいります。

これに加えて、避難支援等関係者による要支援者への個別訪問等を計画するなど、災害時に備えた平時からの見守り支援体制の構築に向けた取組を進めるとともに、個別対応の訓練等を検討してまいります。

【障害福祉課長】

次に、ろう者の訪問時には、手話通訳を帯同することについてですが、聴覚障害のある方など、手話によるコミュニケーションを必要としている方の自宅を訪問する際に、手話通訳者が同行することは、円滑なコミュニケーションや必要な情報の共有を図ることが可能になるものと認識しております。

こうした認識を区の関係部署と共有することで、手話によるコミュニケーションを必要としている旨のお申し出があった場合、自宅に訪問する際に手話通訳者が同行できる環境を整えていき、聴覚障害のある方などの安心、地域との交流、区や関係機関との信頼関係の構築につなげてまいります。

次に、遠隔手話通訳の利用についてですが、遠隔手話通訳のタブレットにつきましては、現在、2台備えておりますが、遠隔手話をさらに利用しやすくできるよう、タブレット端末の台数増を目指してまいります。

区内事業者に対しては、手話や障害特性に応じた意思疎通手段の理解の促進及び普及を図るため、当事者団体の意見等も踏まえ、手話言語条例及び意思疎通条例の趣旨を周知してまいります。

次に、手話通訳者の身分保障についてですが、手話通訳者につきましては、障害福祉課及び障害者基幹相談支援センターに一人ずつ配置しているところです。

正規職員の採用については、特別区の共通基準に基づき実施しており、手話の技術を要件とした正規職員を採用する制度はございませんが、区において、手話が使える様々な環境を整備でき

るよう検討してまいります。

障害福祉課で実施している手話通訳者派遣の報酬は、令和5年度から1時間目4,000円、以降、1時間ごとに1,000円としております。

区としましては、手話通訳者には専門的な知識や経験が求められるものと認識しており、昨年度、謝礼単価を引き上げたところです。さらなる引上げにつきましては、他自治体の状況や、本区における実績を踏まえた上で、文京手話会とも協議してまいります。

【広報課長】

続きまして、まず後半部分に移りたいと思います。

後半は7点ございます。

まず1点目が、情報保障の充実として、区議会のリアルタイム字幕配信の導入について、当事者の意見を聞いてほしい。モニターには手話通訳もつけてほしい。

2点目、区への問合せ・意見は手話でも実施できるようにしてください。

3点目、シビックセンターのホール、小ホール、受付等、情報アクセシビリティを確保してほしい。

4点目、ろう児、難聴児の出生児から、切れ目のない支援として、ろう児、難聴児の保護者に手話言語と音声言語獲得の療育など、公平な情報提供をしてほしい。また、ろう児、難聴児が手話言語で療育できる環境整備をしてほしい。

5点目が、文京区手話言語条例、文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の施行に伴い、文京区バリアフリー基本構想の計画の見直しをしてほしい。

6点目が、バリアフリー基本構想推進委員会に、文京区聴覚障害者協会の委員を加えてもらいたい。

7点目が、文京区バリアフリーマップを障害者の情報バリアフリーの視点を強化したものに更新してほしい。

以上となります。

それでは、協会様からご発言をお願いします。

【文京区聴覚障害者協会】

ありがとうございます。これは情報意思促進条例の内容に関わるものです。議会のモニター配付はとてもうれしい、ありがたいことですが、やはり当事者の意見を聞くということが二つの条例にも書いてございますので、ぜひ意見を求めていただきたいと思います。

それで、情報意思促進条例ですけれども、この障害者といったときには、障害者手帳の有無は問わない、いろんな多くの障害に対応するものというふうに聞いています。

なので、先ほどの小石川図書館にエレベーターがないので利用ができないというのは、図書館の情報、図書にアクセスできないということになるので、これも条例の対象なんですね。

ですから、改正を待たずに、今できる、臨時にエレベーターとか、何か特別な対応をしなくて

はいけない。なぜなら条例が施行されているからですね。その条例が施行されているということに非常に大きな意味がありますので、ここにご参会の他の団体の皆様もぜひ条例を活用していただければと思います。以上です。

【広報課長】

ありがとうございました。それでは、7点のご要望についてお答えいたします。

【区議会事務局長】

まず、区議会のリアルタイム字幕配信の導入についてでございますが、本会議では、手話通訳を継続した上で、令和6年9月定例議会より、本会議場、傍聴席及びインターネットライブ中継にてリアルタイムでの字幕表示を実施いたします。

導入に当たっては、当事者の皆様にご覧いただき、ご意見を伺う機会を設けさせていただきたいと思っております。

【企画政策部長】

次に、区への問合せ、意見について回答いたします。

手話による区へのお問合せやご意見、ご要望につきましては、現在、対応できる職員が障害福祉課におりますので、手話通訳等の対応が必要な場合はご相談ください。

また、文章での入力が必要になりますが、区ホームページの各課へのお問合せフォームや区民の声でもご意見等を受け付けていますので、併せてご利用ください。

【アカデミー推進部長】

次に、シビックセンターにおける受付等、情報アクセシビリティに関するご質問にお答えいたします。

まず、シビックホールについてですが、ハード面の対応では、大ホールに主催者が使用可能な難聴者用磁気ループアンテナを配置しております。また、ホールを管理運営する指定管理者のホームページでは、視覚障害者も利用できるよう、音声読み上げ機能を有しているほか、利用者の視力に合わせて背景色を変えられる機能もあり、情報アクセシビリティの向上に努めております。

次に、ソフト面の対応では、2階にあるホール等の受付窓口において、目の不自由な方もご利用いただけるよう、平常時から丁寧な説明を心がけるとともに、筆談器や筆談ボードを備え、音声以外でのコミュニケーションの補助として活用しています。引き続き、ホールにおける情報アクセシビリティ技術の向上について、ユニバーサルコミュニケーションツールの設置等も含め検討してまいります。

【施設管理部長】

次に、シビックセンター受付等の情報アクセシビリティの確保についてお答えいたします。

シビックセンター1階のインフォメーション受付では、現在、耳の不自由な方に向けて、筆談や多言語対応タブレットでテレビ電話方式の手話通訳アプリにより対応しているところです。

今後とも、情報アクセシビリティの向上を図るため、最新機器の動向等を研究してまいります。

【保健衛生部長】

次に、ろう児、難聴児の出生時から切れ目のない支援についてです。

区の保健サービスセンターでは、乳児家庭全戸訪問の際、出産後に分娩施設で行う新生児聴覚検査の実施状況を確認し、未受診の際には早期検査を、検査結果が再検査となっている際には精密検査を勧奨しています。

また、保健サービスセンターで実施する4か月児健診では、保護者への問診と聴性行動の確認、医師による診察を行い、1歳6か月児健診では、保健師による聞こえの確認、3歳児健診では、事前に自宅で保護者が絵シートを使った「ささやき声や指すり」による検査を行い、聞こえていないようであれば、当日、看護師による再検査を行い、保健師による聞こえの確認や医師による診察を行っています。

また、委託医療機関で行う6、7か月児健診と9、10か月児健診も聞こえに関する問診が含まれており、報告結果を保健師が確認し、必要に応じて専門機関のご案内を行っております。

「きこえ」は心身の健やかな成長やことば・コミュニケーションの力の育ちに影響すると考え、成長や発達に応じて行われる各健診において、「きこえ」の状況を確認し、必要に応じて精密検査受診票の発行や専門相談機関の情報提供を行い、早期から専門的な支援機関につながり、適切な環境が整うよう支援しております。

【教育推進部長】

次に、ろう児、難聴児が手話言語で療養できる環境整備についてでございます。

就学相談の中で、保護者やろう児や難聴児本人のニーズを把握し、通常の学級での過ごし方や、障害の程度に合った特別支援学校や、通級指導学級の相談を行っております。また、通級指導学級を設置している金富小学校では、随時、保護者の方からの相談を受けております。

教育センターにおいては、保護者の方からのご相談に応じて必要な情報提供を行っております。ろう児、難聴児などで療育が必要な場合には、ろう児や難聴児の相談や支援を行っている児童発達支援や、放課後等デイサービスなどの療育施設をご紹介しますので、お子様の手話言語や音声言語獲得の機会につなげていただければと考えております。

また、ろう児や難聴児本人に対する手話言語による療育につきましては、手話通訳者の配置などを含め、今後、検討してまいります。

【都市計画部長】

次に、文京区バリアフリー基本構想の見直しに関してご回答いたします。

平成27年度に策定した現在の文京区バリアフリー基本構想は、目標年次を令和7年度としており、改正に向けた準備を進めております。

関係法や条例の考え方を踏まえるとともに、他の施策と連携整合を図ってまいります。

また、文京区バリアフリー基本構想推進協議会の委員の選定につきましても準備を進めてまいります。

【障害福祉課長】

次に、文京区バリアフリーマップの更新についてですが、誰もが安心して区内を移動し、公共施設等を利用されることにより、社会のあらゆる分野に参画できるよう、文京区バリアフリーマップを令和5年度に発行いたしました。

バリアフリーマップの作成時には、区内公共施設に対して、手話や筆談対応についての対応状況に加え、電光掲示板や、音声から文字への変換ができる機器の導入状況についても各施設に調査を行い、その結果を反映したところです。

今後につきましては、まずは手話言語条例や意思疎通促進条例の趣旨を踏まえ、各施設での情報バリアフリー化のさらなる推進に取り組んだ後に、バリアフリーマップの更新について検討してまいります。

【広報課長】

続きまして、次の団体様の要望に進みます。

文京区肢体不自由児・者父母の会様になります。6点のご要望をいただいております。

1点目が、住み慣れた地域で安心して自立した社会生活を送ることができるよう、重度の肢体障害者のグループホームの設置を早急に検討してほしい。

2点目、重度の肢体障害者・児が避難できる福祉避難所を拡大してほしい。

3点目、引き続き、高校卒業後の通所施設利用を待機することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、学校とも連携し、利用希望者全員が通所できる施設の拡充をお願いしたい。

4点目、申請者が未成年の場合、扶養義務者の所得制限が設けられている手当や助成制度がありますが、扶養者の所得制限の撤廃を希望いたします。

5点目、肢体不自由児の放課後等デイサービスの設置、拡充をお願いしたい。

6点目、今後、介助者が不足していくことが見込まれる中で、ぜひ電動アシスト式車椅子の利用条件緩和をお願いしたい。

以上になります。

それでは、文京区肢体不自由児・者父母の会様の代表者様から、ご発言をお願いいたします。

【文京区肢体不自由児・者父母の会】

〇〇です。いつもお世話になりありがとうございます。

6点の要望をお伝えいたします。

1点目、重度の肢体不自由児・者のグループホームの設置についてですが、重度の身体障害者でも入所できるグループホームを造っていただきたいということです。

障害者本人もそうですが、生活を共にしている家族も高齢になり、自宅での生活も困難になっている状況は現在も変わっておりません。

重度の肢体障害者、また車椅子利用者も含めて、受け入れてくれるグループホームがとて少なく、新しく増設されても、なかなか重度の障害者が入れるグループホームが少なく感じており

ます。住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るということもすごく大事なことで、ぜひ、重度の障害者のグループホームの設置をよろしく願いいたします。

2点目ですが、福祉避難所についてです。

予想もできない災害が起きたとき、重度の身体障害者・児が避難できる福祉避難所の拡充をお願いいたします。近年、大分増設されていることは承知しております。ありがとうございます。

災害によって自宅での避難ができなくなったとき、重度の肢体障害者・児が近くの避難所に行くことはとても困難なことです。避難所での生活も難しく、車椅子利用者の避難所内での移動やストレス、健康面での影響もすごく大きいものがありますので、不安をすごく感じております。

また一般の避難所から福祉避難所に移動することも大きな課題があり、災害が発生してから福祉避難所が開設するまでには時間がかかると考えております。

すぐに福祉避難所に行けるわけではありませんので、近くの避難所での車椅子利用者や重度の障害者・児を受け入れてくれる機能がある、福祉避難所の拡大をお願いいたします。

また、能登半島地震、1月に起きましたけれども、家屋の倒壊などを目の当たりにして、実際にその状況を見て、在宅避難の難しさを痛感しております。通常の一般避難所での避難生活は困難がすごく大きいので、文京区では避難行動要支援者名簿の作成を行ってはおりますけれども、その名簿の活用を事前に指定福祉避難所ごとに受入れの対象の肢体不自由児者を決定して把握していただくことも、すごく必要なことではないかと考えております。避難所に速やかに避難できるよう、これからも体制をつくっていただきたい。よろしく願いいたします。

3点目は、高校卒業校の通所施設の確保についてですが、現在、北特別支援学校に通学している児童・生徒は、高校卒業後ほとんどの生徒が、日中生活介護施設を利用したいと考えています。ですが現状は、施設が不足しておりまして、高校卒業後、通所施設に通えるのか、または、その生徒に合った通所施設に通えるかどうか、不安を抱えながら学校生活を送っています。

これは毎年要望を出しておりますが、引き続き、利用者全員が通所できる施設の拡充をお願いしたいと考えています。

4点目、諸手当、助成の所得制限撤廃についてですが、こちらも毎年要望を出させておりますので、引き続き、ご検討をお願いします。

5点目の肢体不自由児の放課後等デイサービスの設置、拡充についてですが、先ほど9月1日「ロード」開設ということで、こちらはありがたく思っております。

ですが、今現在、特別支援学校に通う文京区在住の児童生徒ですが、ほとんどの生徒が放課後等デイサービスを利用しています。ですが、区内のデイサービスが利用できないために、区外のデイサービスを利用している生徒がほとんどだと思います。

ですが、区外のデイサービスも、最近は定員がいっぱいになってきていて、安定的に利用できない状況です。

ですので、今後、引き続き安定して利用できる放課後等デイサービスの設置、拡充をお願いし

たいと思っています。

6点目、介助式電動アシスト車椅子の利用条件緩和についてですが、現在、電動車椅子に補助が認められるのは、自分一人で操作が安全にできる方、また、介助式電動アシスト車椅子の補助が認められるのは、車椅子に乗っても平地で介助者が押せないレベルの体重の方のみ許可されると聞いています。

ただ、文京区は坂道が多く、坂道を車椅子を押して上り下りするのは、介助者にとってとても負担が大きいです。重度の肢体不自由者になると、車椅子自体が大変重く、そこに乗る人の体重も乗っかってくるため、緩やかな坂道でもかなり気合を入れないと登れない状況です。短い距離であっても、坂道を避けるために大きく遠回りしたり、そもそも徒歩での移動を断念する場合があります。

ですので、今後、車椅子利用者介助者が介助者の移動手段、移動経路の選択肢が狭められないように、ぜひ、電動アシスト付車椅子の利用条件の緩和をお願いいたします。以上です。

【広報課長】

ありがとうございます。

それでは、各課からの回答をいたします。

【障害福祉課長】

まず、重度肢体障害者のグループホームの設置につきましては、重い障害があっても、住み慣れた地域で自立した社会生活を送ることができるよう、在宅生活を維持するための障害福祉サービス事業所の充実や、グループホーム等の整備を図ることが重要であると認識しております。

グループホームにつきましては、社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き公有地だけでなく、民有地も含めて整備を促進する中で、重度身体障害者の利用についても併せて検討してまいります。

【福祉部長】

続きまして、福祉避難所への質問についてお答えいたします。

福祉避難所につきましては、令和5年度において新たに1施設と協定を締結し、計26か所となりました。今後とも区内福祉施設等と協議し、協定施設の拡充を進めていくとともに、避難者が必要な相談や支援を受けることができる環境を整備してまいります。

また、避難所から福祉避難所への移送については、ご自身やご家族等の介助により移動していただくことを原則としていますが、それが困難な方については、車両や車椅子等により、移送を行うこととしています。

さらに、福祉避難所の直接避難について国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定により、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定することで、直接避難が可能となったことから、事前トリアージを行った受入対象者に対して、意向調査を行うとともに、福祉避難所との調整を行い、在宅避難が困難な避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう取り組んでおります。

【障害福祉課長】

次に、高校卒業後の通所施設の確保についてですが、区では、都立北特別支援学校との間で、生徒や保護者も含めた意見交換や情報共有を定期的に行い、卒業後の通所施設利用希望者の把握を行っております。

卒業が近い場合には、具体的な通所先の確保に向けた個別の支援を行っており、現時点では、通所施設が見つからずに在宅で生活をしている方はいないと認識しております。

また、生活介護事業所等の通所施設につきましては、社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き公有地だけでなく、民有地も含めて整備を促進してまいります。

次に、諸手当、助成の所得制限撤廃についてですが、手当や助成金につきまして、国や東京都の制度では、20歳未満の対象者は扶養義務者の所得での判定とし、所得による制限を設けております。

本区の独自事業においても、所得判定及び所得制限は同じ取扱いとしており、現時点で変更する予定はございませんが、国や都、他の自治体の動向を注視してまいります。

次に、肢体不自由児の放課後等デイサービスの設置、拡充についてですが、現在、肢体不自由児が受入対象の放課後等デイサービス事業所が区内に少ないことは課題であると認識しております。

区では、民間事業者による障害児通所支援事業所の整備を促進するため、令和4年度より開設費用等の補助制度を創設するとともに、令和6年度からは、補助限度額及び補助率を大幅に引き上げておりますので、区のニーズや補助制度を民間事業者が活用できるよう、周知してまいります。

今後も、関係機関等との緊密な連携と相互の情報共有を図り、肢体不自由児の受入体制の整備を進めてまいります。

最後に、介助式電動アシスト車椅子の利用条件の緩和についてですが、当該の事例について、東京都は、「補装具の制度は、介助者のためのものではなく、障害者等の身体機能を補完または代替するためのものであるため、支給が認められない」との見解を示しております。

区としましても、基本的に東京都と同様の見解ですが、補装具の支給に当たっては、個々の状況を把握した上で、慎重に判断してまいります。

【広報課長】

それでは、次の団体様の要望に進めさせていただきます。

次は、文京区知的障害者（児）の明日を創る会様になります。

10点、ご要望をいただいております。

1点目が、緊急時対応として、24時間体制の緊急時相談窓口の拡充を要望します。

2点目が、短期入所（ショートステイ）施設の拡充を進めてほしい。

3点目と4点目が、地域での生活の場として、日中活動系サービス施設の整備及び知的障害者向けのグループホーム等の居住施設の整備を実現してほしい。

5点目が、施設整備のための新たな取組として、区の縦割り組織を超えた横断的組織の編成・障害者福祉に限らず教育・高齢化対策等を総合的に織り込んだ地域開発もしくはコミュニティ形成に取り組んでほしい。

6点目が、地域生活支援拠点の五つの機能の整備をお願いしたい。

7点目が、防災対策として、個別避難計画、福祉避難所（障害者事前トリアージの反映）への支援についてお願いしたい。

8点目が、避難所（福祉避難所も含む）の開設と個別テントの確保について。

9点目が、在宅避難者の把握とその支援策について。

最後、10点目が障害者計画の成果報告と検証について。

以上のご要望をいただいております。

それでは、文京区知的障害者（児）の明日を創る会様の代表者の方から、内容等の補足等があればご発言をお願いいたします。

【文京区知的障害者（児）の明日を創る会】

文京区知的障害者（児）の明日を創る会の〇〇と申します。座ったまま発言させていただきます。

10項目の要望を出しましたが、特に要望しているものについて補足いたします。

緊急時対応については、10月から1床事業開始ということで、ありがとうございます。

しかしながら、1床だけではやっぱり不十分ですので、今後も拡充をお願いしたいとともに、事前登録や移動手段についての具体化はまだ進んでいないので、そちらも進めていただきたいです。

短期入所の不足というのは何年も続いておまして、区内利用ができずに、区外、他県の施設を利用するというケースも何年も続いておりますので、早急に区内の短期入所の施設の充実をお願いしたいです。

あと、他の団体からも、やっぱり介助している家族が高齢化、病気とかで対応に困っているということが発言されたので、その点も踏まえて、ぜひ進めていただきたいです。

次に、地域生活とかの活動の場の確保ということで、日中の通所施設とグループホームとかの入所機能を持つ施設の充実をお願いしたいです。

助成金を充実させてきたというご答弁がありましたけれども、やっぱり区内の土地が高いため、何年もできていないという状況が続いております。その原因のところをよく検証していただいて、対策していただきたいと思います。

次に、地域生活支援拠点の機能の充実をお願いいたします。

あと防災対策は、他の団体様が要望しているところ、大事なところは同じですので、やっぱり

能登半島地震のことを聞いて、皆さんは不安に思われているので、防災計画が新しくなったということで、その情報提供をお願いいたします。

最後に、障害者計画の策定について、いろいろ委員として参加させていただいておりますけれど、その結果の報告というのが、当事者に十分伝わっていないですし、なぜ計画どおりに行かなかったのかとかの分析とか、今後どういう方向に行く予定なのかというところを、当事者に報告するシステムを整えていただきたいと思います。以上です。

【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、いただいた内容につきまして、回答させていただきます。

【障害福祉課長】

まず、24時間体制の緊急時相談窓口の確保についてですが、10月1日に開設予定の緊急時受入支援事業につきましては、現在、運営事業者である社会福祉法人武蔵野会と事前登録や移動手段を含めた調整及び準備を進めているところです。

緊急時に、ご本人・ご家族にとってどのような対応や支援を必要とされるか、緊急時に備えてどのような連絡体制を整えるかなどについて、地域生活支援拠点や計画相談支援事業所等にご相談いただくなど、日頃よりご準備くださるよう、お願いいたします。

次に、短期入所施設の拡充についてですが、短期入所事業所が区内に少ないことは課題であると認識しております。利用者が希望する支援を受けられるように、事業所との連携をはじめ、区有地活用の可能性も含め、引き続き方策を検討してまいります。

次に、日中活動系サービス施設、グループホーム・入所施設等の居住施設の整備について併せてお答えいたします。

グループホームをはじめ、障害者施設等の整備を進めるため、公有地を活用した整備につきましては、立地や面積、近隣の環境等を勘案するとともに、様々な行政需要を踏まえ、検討してまいります。このうち、旧アカデミー向丘跡地活用においては、社会福祉法人文京槐の会が大塚四丁目障害者施設を移転し整備する方向で進めており、生活介護の定員拡充とグループホームの新設を行う予定となっております。

民有地につきましては、施設整備等に対する補助制度を大幅に拡充しましたので、その周知を図り、民間事業者からの相談にきめ細かく対応することで、整備を促進してまいります。

また、整備方法の事例について情報収集を行うなど、今後も、施設整備の検討をしてまいります。

次に、施設整備のための新たな取組についてですが、短期入所事業所及び施設入所支援の施設が区内に少ないことは課題であると認識しております。

施設入所支援を実施する施設を区内に新設することは難しいと考えておりますが、短期入所事業所については、利用者が希望する支援を受けられるように、運営事業者との連携をはじめ、区

有地活用の可能性も含め、引き続き方策を検討してまいります。

次に、地域生活支援拠点の5つの機能の整備についてですが、4地区の地域生活支援拠点で行っている相談支援と地域づくり以外の3機能については、現在整備中または検討しているところ
です。

このうち、緊急時の受入れ・対応につきましては、令和6年度に緊急時受入支援事業を開設いた
します。また、この他にも宿泊できる既存事業として短期保護事業と緊急時ショートステイ事
業の2事業がありますので、これらの事業を効果的に運営することで、緊急時の受入れ・対応を
行ってまいります。

体験の機会・場につきましては、精神障害の方を対象とした地域生活体験事業を実施しており
ます。また、旧アカデミー向丘跡地において、社会福祉法人文京槐の会が大塚四丁目障害者施設
を移転し整備する方向で進めており、知的障害者を対象とする生活体験事業も整備する計画とな
っております。

専門的人材の確保・養成につきましては、既に医療的ケア児等コーディネーターの確保・養成
等を進めているところです。その他、どのような専門職を必要とするかも含め、障害者地域自立
支援協議会の相談・地域生活支援専門部会などで検討を行い、確保・養成を進めてまいります。

【福祉部長】

続きまして、福祉避難所の直接避難についてお答えいたします。

直接避難につきましては、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定により、指定
福祉避難所ごとに受入対象者を特定することで、直接避難が可能となったことから、事前トリア
ージを行った受入対象者に対して、意向調査を行うとともに、福祉避難所との調整を行い、避難
行動要支援者の円滑な避難が行われるよう取り組んでおります。

また、福祉避難所の受入人数に限りがあるため、直接避難の対象とならない方については、自
宅の被害状況により、在宅避難を行うか、区立小中学校等の避難所へ避難していただくことが基
本的な避難行動となります。

さらに、福祉避難所については、「文の京障害者福祉のてびき」に掲載し、毎年障害者の方
に対して配付することで、周知に努めております。

【危機管理室長】

続きまして、個別避難計画における避難場所の優先順位や避難方法の明確化についてですけれ
ど、個別避難計画は、災害時における要支援者の安否確認や避難誘導とともに、避難所等での生
活支援を的確に行うために作成するものです。

避難場所の優先順位や避難方法については、個人の基礎情報や心身の状況に加え、災害等の状
況により変化することから、その運用等を明確化することは困難であると考えております。

引き続き、要支援者、安否確認者及び避難支援等関係者の三者で、日頃から関係性を築き、よ
り実効性のある避難行動要支援者個別避難計画の作成ができるよう、地域の実情に合った支援体

制を検討してまいります。

次に、避難所の開設と個別テントに関してですけれども、各避難所、こちら福祉避難所も含んでおりますが、こちらにはプライバシーを守れるようパーティションを備蓄しており、災害時居住スペースに設置する予定となっております。

次に、在宅避難者の把握とその支援についてですけれども、在宅避難を含め、避難所以外の場所で避難している被災者については、避難者受付カードにより、物資の配給要望等、避難所外避難者の状況を把握するとともに、避難所運営部及び災対区民部地域活動センター班が連携し、町会・自治会や民生・児童委員、ボランティア等と協力して、地域における避難所外避難者の情報を収集いたします。

なお、在宅避難を推進する一方、災害時において、災害対応に当たるヒューマンパワーに限りがある中、今後の在宅避難を含む避難所外避難者の情報収集や支援の在り方については、ICTの活用も含め、より実効性の高い仕組みを構築してまいります。

【障害福祉課長】

最後に、障害者計画の成果報告と検証についてお答えいたします。

障害者・児計画に位置づける各事業につきましては、「障害者・児実績報告書」として、文京区地域福祉推進協議会及び文京区障害者地域自立支援協議会等において報告を行っており、資料を公開しているところです。

また、「障害者・児実績報告書」につきましては、当該年度の事業の成果・評価及び次年度における取組等を記載しております。

引き続き、この報告書を活用し、各課が各事業において、未達成の原因検証を含め真摯に向き合い、実現に向けて取組を進めるとともに、次期計画に反映できるよう、着実な進行管理を行ってまいります。

なお、ご指摘の施設整備につきましては、切実な課題であると認識しております。他の回答とも重複いたしますが、社会福祉法人等に対する施設整備費等補助制度の周知を図りつつ、引き続き公有地だけでなく民有地も含めて、整備を促進してまいります。

【広報課長】

それでは、次の団体様の要望に進めさせていただきます。

続きまして、文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」様になります。

3点のご要望をいただいております。

まず1点目が、医療的ケア児及び難病児の放課後等デイサービスについて、企業誘致や安定運営のための補助金新設、既存の施設の受入対象年齢の拡大や受入日数の増加、医療的ケア児の対応などサービスの拡充について。

2点目が、未就学児家庭が保育園送迎で利用できる文京区独自の移動支援事業をつくってほしい。

3点目が、災害時の支援について「避難行動要支援者名簿」に載っている要支援者は、一度の移動で済むように、福祉避難所への直接避難ができる体制を整えてほしい。また、災害時の交通事情が悪化しても、徒歩圏内で電源が確保できるよう、文京区内の複数箇所に医療機器用の充電ポイントや充電サポートカーの配備を要望したい。

以上となります。

それでは、文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」様の代表者様から、発言をお願いいたします。

【文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」】

文京区医療的ケア児・難病児と親の会「てとて」の〇〇と申します。

2点ほど、要望について補足させてください。

1点目は、移動支援についてです。

現在、文京区では、テnderラビング保育園関口の中で、医療的ケア児のクラスが設けられていますが、そこに通園している家庭の自宅からは、そのテnderラビング保育園関口はとても遠いため、保育園からの送迎車を利用して通っている状況です。しかし、毎日保育園に通っている中で、月2回かかりつけ医が自宅に訪問診療に来たり、月数回、家療育があったりで、通常の保育時間を早めて帰宅しなければならず、その際に、保育園からの送迎車は利用できない現状です。医療的ケア児と医療機器、保育園の荷物を持って、遠方の保育園から帰宅するのはとても大変ですが、区からは、未就学児は保護者対応という回答があったので、移動支援が利用できません。移動支援に代替する何か支援がありませんでしょうか。なければ、何かつくっていただけないでしょうか。

それと、2点目の補足です。放課後等デイサービスについてです。

今年の9月から、新しく放課後等デイサービスが開設されます。その対象年齢は中学生からですね。もう一つ、旧元町小学校の医療的ケア児支援事業は来年の4月からなんですが、未就学児から小学校3年生までが対象となっています。ということは、つまり小学校4年生、5年生、6年生の3学年は、対象から抜かれています。まさに私の子どもは、来年度から小学校4年生になりますので、こちらのサービスが使えないというのが、とても残念でなりません。教育センターの「ほっこり」が利用できますが、「ほっこり」は月2回程度しか利用ができません。また、利用日も「ほっこり」側から決まった曜日で指定され、また、こちらの事情とかを鑑みられていないので、なかなか利用できないというのが現状です。

以上が補足になります。ご回答をお願いします。

【広報課長】

それでは、区から回答いたします。

【障害福祉課長】

まず、医療的ケア児及び難病児の放課後等デイサービスについて、お答えいたします。

現在、医療的ケア児等が受入対象の放課後等デイサービス事業所が区内に少ないことは、課題であると認識しております。

区では、民間事業者による障害児通所支援事業所の整備を促進するため、令和4年度より開設費用等の補助制度を創設するとともに、令和6年度からは、補助限度額及び補助率を大幅に引き上げております。

こうした補助制度や区のニーズについて民間事業者に周知を図りつつ、公有地も含め、民間事業者の整備を促進してまいります。

また、既存事業者に対しても、医療的ケア児等のニーズを伝える中で、医療的ケア児等の受入れの拡充が可能かどうか、確認してまいります。

次に、外出・移動支援について、お答えいたします。

移動支援事業は、社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出を行う障害者等に対して支援するものとし、さらに通学のための支援を対象に含めているものです。

従前よりお答えしているとおおり、未就学児につきましては、これらの外出に当たっては保護者の方が行うものであるとして、原則として移動支援の対象としておりません。

また、ご要望いただきました未就学児家庭が保育園送迎で利用できる文京区独自の移動支援事業につきましても、同様の理由から現時点で創設の予定はございませんので、ご理解くださるよう、お願い申し上げます。

【福祉部長】

続きまして、災害時の支援のうち、福祉避難所に関することについて、お答えいたします。

避難所から福祉避難所への移送については、ご自身やご家族等の介助により移動していただくことを原則としていますが、それが困難な方については、車両や車椅子等により、移送を行うこととしています。

さらに、福祉避難所の直接避難については、繰り返しとなりますが、国の「福祉避難所の確保運営ガイドライン」の改定により、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定することで、直接避難が可能となっております。このことから、事前トリアージを行った受入対象者に対して、意向調査を行うとともに、福祉避難所との調整を行い、在宅避難が困難な避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、取り組んでおります。

【危機管理室長】

続きまして、災害時において医療機器等を必要とする方への電源の確保についてです。

区では、原則3時間以内に開設する避難所に発電機や蓄電池などを備蓄するほか、事業者との協定により給電車両の提供を受けるなど、災害時における電源の確保に引き続き努めております。

一方で、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者の方につきましては、電源確保を通じた災害時の安全確保のための支援体制の整備や、災害時個別支援計画の作成・更新を通して、障害特性に合わせた支援内容の検討をより一層進めていく必要があ

ると認識しております。

ご要望いただきました区内複数箇所における充電ポイントや充電サポートカーにつきましては、先進自治体の事例も参考としながら、研究してまいります。

【広報課長】

それでは、次の団体様の要望に進ませていただきます。

特定非営利活動法人スタジオ I L 文京様になります。

前半と後半部分にちょっと内容を分けさせて進めさせていただきます。

まず、前半部分として5点ご要望がございます。

1点目が、障害者総合支援法関連について、介護保険に対する利用者からの不安の声が上がっており、十分な説明をしてほしい。

2点目が、障害者が発熱あるいは風邪の症状があるときなどに、ヘルパーの派遣の事業者は、ヘルパーの健康と安全に留意を払いながらも、そのことを理由に一時的な派遣中止をしないしてほしい。

3点目が、医師や看護師などの医療従事者を確保し、保健所や保健師などを日常から啓発と看護のための接遇研修を図っていただくよう、医師会等に指導をしてほしい。

4点目が、入院時における重度訪問介護の利用について、必要に応じて病院へ制度周知をしてほしい。

5点目が、区が主催する審議会（または協議会）に参加する際、本人が求められた場合の「情報提供手段」を事前に用意してほしい。「情報保障」という観点から「オンライン形式導入」も検討してほしい。

以上、5点になります。

それでは、特定非営利活動法人スタジオ I L 文京様の代表者の方から内容の補足等があれば、ご発言をお願いいたします。

【特定非営利活動法人スタジオ I L 文京】

スタジオ I L 文京の〇〇と申します。

まず1点目の障害者総合支援法関連ですが、重度訪問介護利用者が65歳を迎えたとき、そもそも介護保険は「自立した日常生活」のために介護・訓練・看護を提供するもので、社会生活の支援を含む障害者福祉が目的でなく、家族責任や自立訓練の責任、そして一律の利用者負担など多くの点で異なります。にもかかわらず、乱暴に介護保険優先原則を変えず、裁判等で批判を受けております。支援法でヘルパーができることは違うので、利用者に対して十分に説明をお願いします。

続いて、2点目の障害者差別解消法関連ですが、障害者差別解消法の改正で4月から民間事業者も合理的配慮が義務化されました。厚労省が改訂した「医療企業向けガイドライン」にも、入院時に付添いを拒否することは差別であると記載されました。

例えば、入院時における重度訪問介護の利用について、入院時の特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院におけることについては、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、その入院中に付き添うことは差し支えない、となっておりますので、利用者から相談があった場合においても、直接病院側に制度の趣旨を行っていただくよう、周知してください。

また、文京区が主催する審議会に参加する際、本人が求めた場合の情報提供手段を用意してください。また、今行われている「区政を話し合う集い」においても関心を寄せる障害当事者も多いと聞いております。しかし、残念ながら会場に行く際の介助者の手配や交通手段を考えた場合、まだまだ壁が高いのも現状です。ぜひとも、情報保障という観点から、オンライン形式導入も検討いただくようお願いいたします。

また後半で、お話をさせていただきます。 以上です。

【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、区側から回答をさせていただきます。

【障害福祉課長】

まず、障害福祉サービスと介護保険サービスとの関係についてですが、障害者総合支援法第7条では、同法に基づき支給される自立支援給付よりも介護保険法の規定による介護給付が優先する旨、規定しております。そのため、介護保険サービスを利用可能な障害者等が介護保険を申請していない場合には、その旨、説明し、申請手続を行うようご案内しております。

一方で、介護保険制度への移行の際には介護保険サービスと障害福祉サービスとの違いを丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、介護保険サービスを利用する前から重度訪問介護や居宅介護等の障害福祉サービスを利用していた障害者等につきましては、生活状況に変化が生じないように、サービスの支給量等に十分配慮しております。

今後も、介護保険サービスにはないサービスを利用する場合や、介護保険制度の範囲内で必要な支援を行うことが難しい場合につきましては、個別の事情に応じ、様々な状況等を勘案した上で、障害福祉サービスの支給を行ってまいります。

次に、新型コロナウイルスに対する必要な医療について、お答えいたします。

昨年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、この位置づけの変更と合わせて、基本的対処方針は廃止されましたが、区としては、これまでと同様、障害福祉サービスによるヘルパー派遣は、サービスを利用する障害者やその家族等の生活を維持する上で必要不可欠なものと考えております。

引き続き、在宅で生活する障害者及び支援するヘルパー双方にとって適切な支援がなされるよう、事業所に呼びかけてまいります。

【保健衛生部長】

続いて、医療従事者の確保と保健所や保健師などの接遇研修についてです。

近年の新興・再興感染症の流行拡大時においては、医師や看護師などの医療従事者の果たす役割は非常に大きいものと認識しております。

引き続き、東京都や医師会、区内医療機関等の関係団体と連携を図り、必要な医療が提供できる体制の構築を支援してまいります。

また、保健所職員や保健師等に対する研修につきましては、各種研修機関が主催する研修の受講を勧奨するなど、日頃からの啓発や接遇の向上に努めてまいります。

【障害福祉課長】

次に、入院時における重度訪問介護の利用についてですが、区では、入院中の障害者に対して、制度の趣旨を踏まえて適切に重度訪問介護の支給決定を行っているところです。

制度の利用に当たり、必要があれば、直接区から病院へご説明することもできますので、ご相談ください。

【企画政策部長】

次に、情報保障について、ご回答いたします。

障害者差別解消法は、障害者から、社会的障壁の除去が必要である旨の意思表示がなされた場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行うことを求めています。

区が主催する審議会等における合理的配慮の内容につきましては、障害の特性により情報提供手段についても一様でないことや、審議会等の開催状況、会場の環境によっても異なることから、今後も様々な情報提供の手法について、利便性や公平性等を踏まえて検討するとともに、各審議会等において障害のある方との建設的対話により相互理解を図り、適切に対応してまいります。

次に、「区政を話し合う集い」の開催方法につきましては、コロナ禍において、会場開催に加えてオンライン形式によるWEB開催との併用とさせていただきましたが、開催後に寄せられた参加者の皆様からのご感想を踏まえ、利便性を考慮した上で、昨年度からこのような会場開催に戻して実施しております。

今後の開催につきましても、参加者の様々なご意見を伺いながら、利便性や公平性等を考慮して開催方法を検討してまいりますので、引き続き、ご提案などがありましたらご意見をお寄せください。

また、会議録は区ホームページまたは文京シビックセンター2階の行政情報センターにてご覧になれますので、参加が難しい場合はご利用ください。

【広報課長】

続きまして、後半部分になります。

4点いただいております。

1点目、コミュニティバス「Bーぐる」を増やしてほしい。車椅子ユーザーが2台乗車した際、

快適に乗れる車両の開発を自動車メーカーなどに提示してほしい。

2点目、不動産またはオーナーに対しての好事例から差別的な事例も数々持っているため、当事者の声を「居住支援協議会」に反映してほしい。また、民間賃貸住宅の新築や増改築に関しては、安全・安心のための配慮が必要で、少なくとも生活の動線となるトイレ、浴室には手すりの設置などは標準仕様としてオーナーや建築業者へ周知するとともに、啓発指導をしてほしい。

賃貸住宅に住む当事者への家賃補助も検討してほしい。

3点目、福祉避難所を増やしてほしい。その際は必ず「多目的トイレ」（車椅子トイレ）を設置してほしい。

4点目が、バリアフリー法改正で公立小・中学校のバリアフリー化が義務づけられたので、改装の際にはエレベーターやスロープの設置を検討してほしい。

以上、4点になります。

それでは、ご発言をお願いいたします。

【特定非営利活動法人スタジオ I L 文京】

ありがとうございます。

バリアフリーについては、自分も日頃からコミュニティバスを乗車しておりますので、今後とも引き続き、安全な運行を増やしてほしいと願っています。

あと、2点目の住宅政策についてですが、先ほどからグループホームとか、増築・改築してほしいと、いろんな団体から提案いただいておりますが、絶対数には足りておりません。そこで、やっぱり民間のアパートに住んでいる方々の例えば家賃補助制度を今すぐにはなくて、そういう考え方も多くの団体から出ていることを現実と考えてほしいと願っております。

以上です。ありがとうございます。

【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、区から回答いたします。

【区民部長】

バリアフリー関連「Bーぐる」の要望に回答いたします。

文京区コミュニティバスBーぐるは、区内に点在する公共交通不便地域である鉄道駅及びバス停から半径200メートル圏外の地域の解消を図るため、公益性と経済性のバランスを考えた上で、公共交通を必要とする度合いが高い地域に対し運行を行っているところです。

バスの運行本数を増やすことにつきましては、増便に伴う追加のバス車両購入費等の初期費用及び人件費等の運行経費が増加することになり、採算性にも配慮する必要があることに加え、バス業界全体の人員不足の問題もあることから、現状では考えておりません。

また、車椅子が2台乗車可能な車両の開発につきましては、今年度も運行事業者に確認しましたが、「現行の7メートルの小型バスでは、国土交通省が定める標準仕様ノンステップバス認定

要領の基準を満たし、かつ2台分の車椅子スペースが設けられた車種はない」との回答を得ています。

区としましては、「Bーぐる」の車両は交通不便地域の解消を目的として、一部道路幅員が狭隘なルートを走行していることから、2台分の車椅子スペースを設けるために大きな車種に更新することは難しいと認識しておりますが、車椅子利用者の利便性向上のため、新たな小型バスの開発状況については、引き続き運行事業者から情報を収集してまいります。

【福祉部長】

続きまして、住宅政策について、お答えいたします。

文京区居住支援協議会は、不動産関係団体、居住支援団体及び区で構成していますが、この中には、障害者の居住支援団体も含まれており、現場の状況について必要な情報や有益なご意見をいただいております。

なお、会長が必要と認めたときは、委員以外の方でも協議会に出席して意見を聞くことができることとなっておりますので、協議内容により、今後、協議会への出席や意見の聴取を依頼する機会がある場合には、ご協力をお願いいたします。

次に、設備に関しましては、「文京区すまいる住宅登録事業」では家主謝礼に、障害者に配慮した設備の設置状況に応じて加算することで、手すりの設置等バリアフリー化を促進しております。

今後も事業を通じて、家主等へ障害者の方に配慮した住環境の整備について、理解の促進を図ります。

家賃助成に関してですが、立ち退きや住環境改善のために、区内の民間賃貸住宅を住み変える障害者の方などを対象に、移転費用（上限15万円）や住み変え前後の家賃差額（上限月額2万円、最長で2年間）を助成する「移転費用助成事業」を実施しております。

続きまして、防災の関係、福祉避難所に関することにお答えいたします。

福祉避難所につきましては、令和5年度において新たに1か所の高齢者施設と協定を締結し、計26か所となりました。

また、「多目的トイレ」については、福祉避難所の指定要件として設置を義務づけてはおりませんが、福祉施設の性質上、施設内には設置されていると考えております。

今後とも、区内福祉施設等と協議を行い、協定施設の拡充を進めていくとともに、備蓄物資を含めた福祉避難所の避難生活の環境整備についても進めてまいります。

【教育推進部長】

最後に、区立小中学校に対するバリアフリー対応などについてのことにお答えいたします。

区立小中学校の改築・増築を行う際には、バリアフリー法など関係法規、文京区及び東京都の条例・指導要綱を踏まえ、エレベーターやスロープなどを設置し、バリアフリー化を図ってまいりました。

現在、エレベーターが未設置の学校につきましては、大規模改修等の機会を捉え、設置を検討してまいります。

【広報課長】

以上で、各団体様の代表の方からのご発言と区からの回答については終了いたしました。定刻をちょっと過ぎておりますので、これにて意見交換は終了とさせていただきます。最後に、成澤区長より、本日の総括とご挨拶を申し上げます。

【区長】

今日はありがとうございました。

毎年行っております心身障害者・児とその家族との区政を話し合う集いですが、今日いただきましたご意見を含め、今後とも真摯な話し合いを進めてまいりたいと思いますので、引き続きのご協力をいただきますように、お願いを申し上げたいと存じます。

本日はありがとうございました。

お帰り、外、暑いですので、お気をつけてお帰りください。

【広報課長】

ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の会を終了させていただきます。ありがとうございました。